

# 訪問看護ステーションまつぞの 指定訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

令和8年6月1日

当事業者は介護保険の指定を受けています。  
(盛岡市指定 第0360190102号)

当事業所は、ご契約者様（以下「利用者」という）に対して、指定訪問看護または介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ◆◆ 目次 ◆◆

1.	事業者	2
2.	事業所の概要	2
3.	事業の目的	2
4.	運営理念と運営方針	2
5.	職員の体制	3
6.	営業日および営業時間	3
7.	訪問看護サービス内容	3
8.	利用料金	3
9.	サービスの提供にあたって	7
10.	サービスの利用にあたっての留意事項	7
11.	個人情報の取り扱いについて	7
12.	秘密の保持	8
13.	緊急時等における対応方法	8
14.	事故発生時の対応	8
15.	損害賠償について	8
16.	業務継続計画の策定等について	9
17.	虐待防止について	9
18.	衛生管理	9
19.	相談、要望、苦情等の相談窓口	9
20.	その他	10
21.	訪問看護の提供について	10

## 1. 事業者

事業者名	医療法人 共生会
代表者	理事長 平澤 大
所在地	盛岡市西松園三丁目 22 番 3 号
電話番号	019 - 662 - 0100

## 2. 事業所の概要

事業所名	指定訪問看護ステーションまつぞの
所在地	〒020 - 0103 盛岡市西松園三丁目 21 番 10 号
管理者氏名	中津山 智恵
介護保険指定番号	0360190102
電話番号	019-662-5480
FAX番号	019-601-7403
E-mail	<a href="mailto:v.n.st@matsuzono.jp">v.n.st@matsuzono.jp</a>
訪問看護提供地域	盛岡市・滝沢市

## 3. 事業の目的

事業所の管理者や職員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、かかりつけの医師が指定訪問看護（介護予防訪問看護）を必要と認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護（介護予防訪問看護）を提供することを目的とする。

## 4. 運営理念・方針

<理念>

- 私たちは、利用者の意思を尊重し、利用者寄り添う心を大切にいたします。
- 私たちは、知識や技術、人間性を磨き、安心して在宅療養生活を送る事ができるよう、より良い看護サービスを提供いたします。

<方針>

- 利用者に対し、心身の特性を踏まえながら、日常生活の維持・増進を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援いたします。
- 訪問看護の実施にあつては、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療または、福祉サービス事業者と連携を図り総合的なサービス提供に努めます。

## 5. 職員の体制

職 種	業 務 内 容	人 員	
		常勤	非常勤
管 理 者 看護師（兼務）	業務全般の管理	1名	
看 護 師	訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供 報告書の作成・報告等	2.5名 以上	

## 6. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、祝日、8月16日、12月30日～1月3日までは休業
営業時間	8：30～17：15

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

## 7. 訪問看護サービス内容

- ①. 病状の観察や療養生活の相談、助言、健康チェック
- ②. 日常生活の看護（清潔・食事・排泄の援助、寝たきり・床ずれ予防のための援助など）
- ③. 医師の指示による医療処置（床ずれなどの創部の処置・カテーテル類や医療機器などの管理）
- ④. 機能訓練（関節の運動・筋力の維持向上・歩行訓練など）
- ⑤. 日常生活動作訓練・指導（起き上がり方・立ち上がり方・車椅子などへの移乗方法など）
- ⑥. 介護方法の助言・指導、介護者の相談・支援
- ⑦. 保健福祉サービスの紹介や連携

## 8. 利用料金

### (1) 訪問看護 基本料金

サービス提供区分	提供時間	介護報酬	利用者負担額	
			1割	2割
訪問看護 A (20分未満)	昼間（8：00～18：00）	3,140円	314円	628円
	早朝、夜間（※）	3,925円	393円	786円
	深夜（22：00～6：00）	4,710円	471円	942円
◆ 利用者に対し、週1回以上20分以上の訪問看護を実施していること 利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること				
訪問看護 1 (30分未満)	昼間（8：00～18：00）	4,710円	471円	942円
	早朝、夜間（※）	5,888円	589円	1,178円
	深夜（22：00～6：00）	7,065円	707円	1,414円

訪問看護 2 (30分以上 1時間未満)	昼間 (8:00~18:00)	8,230 円	823 円	1,646 円
	早朝、夜間 (※)	10,288 円	1,029 円	2,058 円
	深夜 (22:00~6:00)	12,345 円	1,235 円	2,470 円
訪問看護 3 (1時間以上 1時間30分未 満)	昼間 (8:00~18:00)	11,280 円	1,128 円	2,256 円
	早朝、夜間 (※)	14,100 円	1,410 円	2,820 円
	深夜 (22:00~6:00)	16,920 円	1,692 円	3,384 円

介護予防訪問看護 基本料金

サービス提供区分	提供時間	介護報酬	利用者負担額	
			1割	2割
訪問看護 A (20分未満)	昼間 (8:00~18:00)	3,030 円	303 円	606 円
	早朝、夜間 (※)	3,788 円	379 円	758 円
	深夜 (22:00~6:00)	4,545 円	455 円	910 円
◆ 利用者に対し、週1回以上20分以上の訪問看護を実施していること 利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること				
訪問看護 1 (30分未満)	昼間 (8:00~18:00)	4,510 円	450 円	900 円
	早朝、夜間 (※)	5,638 円	564 円	1,128 円
	深夜 (22:00~6:00)	6,765 円	677 円	1,354 円
訪問看護 2 (30分以上 1時間未満)	昼間 (8:00~18:00)	7,940 円	794 円	1,588 円
	早朝、夜間 (※)	9,925 円	993 円	1,986 円
	深夜 (22:00~6:00)	11,910 円	1,191 円	2,382 円
訪問看護 3 (1時間以上 1時間30分未 満)	昼間 (8:00~18:00)	10,900 円	1,090 円	2,180 円
	早朝、夜間 (※)	13,625 円	1,363 円	2,726 円
	深夜 (22:00~6:00)	16,350 円	1,635 円	3,270 円

※ 負担割合額が3割の方は、3割の料金になります。

※ 早朝は(6:00~8:00) 夜間は(18:00~22:00)の時間となります。

同一建物の施設への訪問は、1回当りの利用料金が10%減算になります。他施設への訪問の際は、利用者が月20人以上の場合は1回当りの利用料金が10%減算になります。

(2) 加算など

加算名称		介護報酬額	ご利用者様 負担額		算定回数等
サービス提供体制 強化加算	(I)	60 円	1割	6 円	1回につき
			2割	12 円	
	(II)	30 円	1割	3 円	
			2割	6 円	

緊急時訪問看護加算	(I)	6,000 円	1 割	600 円	1 月につき
			2 割	1,200 円	
	(II)	5,740 円	1 割	574 円	1 月につき
			2 割	1,148 円	
特別管理加算	(I)	5,000 円	1 割	500 円	1 月につき
			2 割	1,000 円	
	(II)	2,500 円	1 割	250 円	1 月につき
			2 割	500 円	
複数名訪問 看護加算	30 分未満	2,540 円	1 割	254 円	1 回につき
			2 割	508 円	
	30 分以上 60 分未満	4,020 円	1 割	402 円	
			2 割	804 円	
長時間訪問看護加算		3,000 円	1 割	300 円	1 回につき
			2 割	600 円	
初回加算	I	3,500 円	1 割	350 円	退院当日の初回訪問
			2 割	700 円	
	II	3,000 円	1 割	300 円	初回など
			2 割	600 円	
退院時共同指導加算		6,000 円	1 割	600 円	退院・初回訪問 1 回につき
			2 割	1,200 円	
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	1 割	250 円	1 月につき
			2 割	500 円	
ターミナルケア加算		25,000 円	1 割	2,500 円	亡くなられた月のみ
			2 割	5,000 円	
介護職員等処遇改善加算		所定単位数 に加算	1.8%		1 月につき

※ 負担割合額が 3 割の方は、3 割の料金になります。

※介護職員等処遇改善加算は令和 8 年 6 月 1 日施行

- ❖ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準（研修・会議・健康診断）に適合しており、盛岡市に届け出た事業所に認められる加算であり（I）は勤続 7 年以上の者が 30%以上。（II）は勤続 3 年以上の者が 30%以上となっています。
- ❖ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族より電話等での相談、必要に応じて訪問看護を行う場合に加算されます。（I）常時対応出来る体制にあり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減の体制が整備されている場合。（II）常時対応出来る体制にある場合。

- ❖ 特別管理加算は、厚生労働大臣が定める次の状態（Ⅰ）悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル等（Ⅱ）点滴週3日以上、在宅酸素、人工肛門・膀胱、自己導尿、重度の褥瘡、疼痛管理指導等に該当する方に対して加算されます。
- ❖ 複数名訪問看護加算は、利用者の身体的理由や暴力行為などで一人での訪問看護が困難と認められた場合に加算されます。算定する場合は同意を得ます。
- ❖ 長時間訪問看護加算は、特別な管理を要する利用者で通常1時間30分以上の訪問になる場合に加算されます。
- ❖ 初回加算は、新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算されます。（Ⅰ）退院又は退所した日に訪問した場合加算となります。（Ⅱ）翌日以降の訪問看護の場合加算となります。また2か月間以上訪問を休み再開する場合に加算されます。
- ❖ 退院時共同指導加算は、病院・診療所及び介護老人保健施設に入院中もしくは入所中の者に対し、主治医やその他の職員と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算されます。退院または退所に月1回（特別な管理が必要とする利用者については2回）に限り、初回の訪問を行った場合に刺算定します。
- ❖ 看護・介護職員連携強化加算は、喀痰吸引等を実施する訪問介護事業所と連携し、実施計画の作成の支援を行った場合に加算されます。
- ❖ ターミナルケア加算は、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上（死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合は1日以上）主治医と連携し、ターミナルケアについて説明と同意を得て、必要な記録がされている場合に加算されます。「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、本人・家族と話し合い、本人・家族の意思決定を基本に、他の関係者と連携の上対応致します
- ❖ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、訪問看護を提供した場合に加算されます。

### (3) その他

- ①. 1回あたりの利用料金は、ケアプランに定められた目安時間の料金となります。
- ②. 介護保険の限度額を超えた場合の利用料金は、全額自己負担となります。
- ③. 介護保険料の滞納などにより法定代理受領サービスが出来なくなった場合、利用者から基本料金の全額（10割）をいただくこととなります。その場合、当ステーションで発行するサービス提供証明書を市役所に提出することで、差額の払い戻しを受けることができます。
- ④. 居宅において、サービスを実施するために使用する光熱水費・電話料金・衛生材料などは利用者の負担となります。
- ⑤. 訪問看護を開始する場合、医師の指示が必要となります。主治医から訪問看護指示書を記載していただくこととなります。また継続するにあたり定期的に指示書を頂きますので、かかり付け医での文書代が発生します。
- ⑥. 利用者が亡くなられた時、当事業所の看護師が死後の処置を行った場合の処置料は12,000円（自費）となります。

(4) 交通費

訪問看護提供地域（盛岡市・滝沢市）の方は無料です。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、月ごとの合計額を翌月の10日頃に請求書及び明細書をお渡しします。利用者は当月の料金の合計額を翌月27日までに（口座振替もしくは現金のいずれかの方法）事業者を支払います。事業者は料金の支払いを受けた時に領収書を発行します。なお、当事業所では口座振替によるお支払いをお願いしております。（口座振替に係る手数料は事業者が負担します）

## 9. サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。介護度や住所などに変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。
- ② 要介護認定を受けていない場合は、利用者の意志を踏まえて速やかに当該申請を行えるよう必要な援助を行います。
- ③ 利用者に係る居宅介護支援事業所が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者様又は家族様に、その内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたします。
- ④ サービス提供は、「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、ご利用者様等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

## 10. サービスの利用にあたっての留意事項

- ① 利用者または家族は、体調の変化があった際には、職員にご一報ください。
- ② 利用者の都合により、サービス利用の中止又は変更・追加することができます。その場合は、当事業所まで申し出ください。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービス提供ができない場合があります。
- ④ 利用者が、サービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- ⑤ 病気やケガ等で体調の悪い場合には、適切なサービスの提供ができない場合があります。その場合には、サービスの休止や受診などをお願いする事があります。
- ⑥ 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者または家族と相談させていただきます。
- ⑦ サービスを実施するために使用する光熱水費・電話料金・衛生材料などは、利用者の負担となります。
- ⑧ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

## 11. 個人情報の取り扱いについて

- ① 当事業所は、予め文書で同意を得たうえで、適切なサービス提供及び介護保険事務を目的に、利用者の個人情報を利用いたします。この目的の範囲内で介護支援専門員等に個人情報の提供をさせていただきます。

- ② 必要な個人情報、利用者及び介護支援専門員、又は利用者から同意を得た第三者から取得させていただきます。
- ③ 当事業所にて保有している個人情報についての訂正、開示、中止等の手続き、または苦情につきましては、別記の苦情窓口にご相談ください。

## 12. 秘密の保持

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 当事業所として、利用者および家族に関わる個人情報の取り扱いに関しては、守秘義務・個人情報保護法のもと、契約期間中、契約終了後も正当な理由なく第三者へは漏洩いたしません。
- ② 当事業所として知り得た利用者の個人情報の保管に関しては、鍵付き書庫の使用等の必要な措置を講じ漏洩防止に努めます。
- ③ 事業所職員による個人情報漏洩防止手段として、職員の雇用契約の際に守秘義務に関する誓約書を取り交わし、現職中・退職後も情報漏洩のないよう努めます。
- ④ サービス担当者会議等のサービス事業所間での個人情報の取り扱いに関して、事前に利用者・家族に書面にて同意を得ない限り使用いたしません。

## 13. 緊急時等における対応方法

- ① 事業の提供に当たる職員は、サービス提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。
- ② 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

## 14. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する事故が発生した場合は、家族に連絡するとともに居宅介護支援事業所・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録を行ないます。
- ③ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

## 15. 損害賠償について

事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められた時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。契約に関して止むを得ず起訴となるような場合は、その一切の起訴の第一審の管轄は盛岡地方裁判所とすることを予め合意します。

## 16. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期に業務を再開する為の計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 17. 虐待防止について

当事業所では利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為に必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業員に周知します。
- ② 虐待防止の為に指針を整備しています。
- ③ 従業員に対して、虐待を防止する為の定期的な研修を実施します。
- ④ サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報します。

## 18. 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

## 19. 相談、要望、苦情等の相談窓口

### (1) 当事業所における苦情の受付手順

- 苦情があった場合、直ちに受付担当者もしくは管理者が申出人に連絡を取り、面談等により詳しく事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- 受付担当者もしくは解決責任者が必要と判断した場合は、検討会議を開催致します。
- 検討の結果、早急に具体的な対応をいたします。
- 記録を台帳に保管し、再発を防止するために役立てます。
- 再発防止のため、他部署の責任者とも検討会議を行います。（個人情報要素は話しません）
- 苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに指導又は、助言に従って必要な改善及び開示を行います。

### (2) 当事業所の相談窓口

- ①. 電話番号 019 - 662 - 5480 FAX 019 - 601 - 7403  
担当者 中津山 智恵（訪問看護ステーションまつぞの 所長）
- ②. 電話番号 019 - 662 - 0100 FAX 019 - 601 - 7403  
担当者 平澤 大（医療法人共生会 理事長）

(3) 岩手県国民健康保険団体連合会（国保連） 相談窓口 電話番号 019 - 604 - 6700

(4) 盛岡市介護保険課 (盛岡市役所代表番号) 019 - 651 - 4111

(5) 滝沢市高齢者支援課 (滝沢市役所代表番号) 019 - 684 - 2111



<説明年月日> 令和 年 月 日

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

住所 盛岡市西松園三丁目 21 番 10 号  
事業所名 指定訪問看護ステーションまつぞの  
事業所番号 盛岡市指定 0360190102 号  
説明者名  
中津山 智恵 印

<同意年月日> 令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業について内容の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意いたします。

利用者

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 ー ー

代理人

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 ー ー  
(利用者様との関係 \_\_\_\_\_ )